

委託番号	7816
契約形態	業務委託

## 仕 様 書

- 1 件 名 浄化槽清掃業務委託（柿木公民館）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から  
令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市柿木町1263番地  
草加市立柿木公民館
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）
- 5 委託内容
  - (1) 業務内容  
浄化槽（合併処理浄化槽 80人槽）の正常な機能を維持するため、浄化槽の清掃及び汚泥の引き抜きを行うこと。（年1回）
  - (2) 業務の実施  
本業務の実施については、草加市が定める浄化槽管理手順書（平成15年9月22日制定）に基づくものであること。
  - (3) 安全衛生  
清掃のため槽を空にして作業をする場合は、あらかじめ有毒ガス、窒息性ガス等の検知や酸素欠乏の有無の調査を行い、必要があれば換気、その他の措置を講ずるものとする。
  - (4) 業務報告  
作業終了後、速やかに記録等について写真添付のうえ、報告書を提出すること。
- 6 その他
  - (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
  - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
  - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
    - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
    - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
  - (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
  - (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

## 7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話 048（922）1129（直通）

- (2) 契約締結後の問合せ先

草加市立柿木公民館 担当 増田

電話 048（931）3117（直通）